



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

ページ

○ 人事委員会規則

*6 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 1
*7 職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則 1
*8 教育職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則 6
*9 警察官の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則 10
*10 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 13
*11 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 13
*12 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 16

○ 人事委員会告示

4 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 17
5 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部改正 25
6 平成19年和歌山県人事委員会告示第2号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）の一部改正 25

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第6号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「財団法人和歌山県職員互助会」を「一般財団法人和歌山県職員互助会」に、「財団法人紀南環境整備公社」を「公益財団法人南方熊楠記念館」に改め、同表条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中

「財団法人地域創造
「財団法人地域創造」を 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則

(平成19年1月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第58号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する平成19年1月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成19年1月1日（以下「平成19年昇給日」という。）における職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「給与条例」という。）第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成19年昇給日から平成26年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）
- (2) 平成19年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第37条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員（初任給規則第37条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であって、当該号給数と、当該平成19年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成19年昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び第4条第1号ウ（ア）において「平成19年期間割非抑制特定職員」という。）（平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした特定職員を除く。）
- (3) 平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員であって、平成19年昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。第4条第1号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成19年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成19年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(平成20年4月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第2条 改正条例附則第2項に規定する平成20年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成20年4月1日（以下「平成20年昇給日」という。）における給与条例第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員を除く。）
- (2) 平成20年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第37条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員であって、当該号給数と、当該平成20年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成20年昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び第4条第2号ウ（ア）において「平成20年期間割非抑制特定職員」という。）（平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした特定職員を除く。）
- (3) 平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員であって、平成20年昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。第4条第2号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成20年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成20年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(平成21年4月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第3条 改正条例附則第2項に規定する平成21年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成21年4月1日（以下「平成21年昇給日」という。）における給与条例第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員を除く。）
- (2) 平成21年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第37条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員であって、当該号給数と、当該平成21年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者的新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成21年昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び次条第3号ウ（ア）において「平成21年期間割非抑制特定職員」という。）（平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした特定職員を除く。）
- (3) 平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員であって、平成21年昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第3号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成21年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成21年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(平成19年昇給日に昇給した職員等との権衡上調整の対象となる職員)

第4条 改正条例附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成19年昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるもの
 - ア 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第7号。以下この条において「平成18年初任給改正規則」という。）附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成19年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日。））（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第15号）による改正前の平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員にあっては、平成19年1月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及びイに掲げる職員を除く。）
 - イ 平成19年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成19年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）
 - ウ 平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
 - (ア) 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成19年昇給日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、当該平成19年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成19年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（（イ）に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）
 - (イ) 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定さ

れた職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成19年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則による改正前の平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員にあっては、平成19年1月1日）前となるもの

エ 平成19年昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成19年昇給日以前において、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。次号エ及び第3号エにおいて同じ。）であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

オ アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

(2) 平成20年昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるもの

ア 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成20年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及びイに掲げる職員を除く。）

イ 平成20年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成20年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

ウ 平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

(ア) 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成20年昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該平成20年昇給日において受けのこととなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成20年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（(イ)に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

(イ) 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成20年2月1日

（特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの

エ 平成20年昇給日以前において、休職等期間がある職員であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成20年昇給日以前において、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員
オ アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

（3）平成21年昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるもの

ア 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成21年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及びイに掲げる職員を除く。）

イ 平成21年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成21年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

ウ 平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

（ア）平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成21年昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該平成21年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成21年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（（イ）に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

（イ）平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成21年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの

エ 平成21年昇給日以前において、休職等期間がある職員であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成21年昇給日以前において、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員
オ アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
附則第10項中「平成19年1月1日以後」を「平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）以後」に改め、「受けることとなる者」の次に「（同日において38歳に満たない職員を除

く。）」を加え、「平成22年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を」を「当該」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「43歳」を「46歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第3号中「平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「42歳」を「45歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第4号中「平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「37歳」を「40歳」に、「者」を「職員」に改める。

和歌山県人事委員会規則第8号

教育職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

教育職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則

(平成19年1月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第67号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する平成19年1月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成19年1月1日（以下「平成19年昇給日」という。）における教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「給与条例」という。）第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成19年昇給日から平成26年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間に給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員を除く。）
- (2) 平成19年昇給日において決定された昇給の号給数が教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「初任給規則」という。）第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員（初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であって、当該号給数と、当該平成19年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成19年昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び第4条第1号ウ（ア）において「平成19年期間割非抑制特定職員」という。）（平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした特定職員を除く。）
- (3) 平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、平成19年昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。第4条第1号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があつたものとした場合に、当該平成19年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成19年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(平成20年4月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第2条 改正条例附則第2項に規定する平成20年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成20年4月1日（以下「平成20年昇給日」という。）における給与条例第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員を除く。）
- (2) 平成20年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員であつて、当該号給数と、当該平成20年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該

平成20年昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び第4条第2号ウ（ア）において「平成20年期間割非抑制特定職員」という。）（平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした特定職員を除く。）

(3) 平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、平成20年昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。第4条第2号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成20年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成20年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

（平成21年4月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第3条 改正条例附則第2項に規定する平成21年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

(1) 平成21年4月1日（以下「平成21年昇給日」という。）における給与条例第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員を除く。）

(2) 平成21年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員であって、当該号給数と、当該平成21年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成21年昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び次条第3号ウ（ア）において「平成21年期間割非抑制特定職員」という。）（平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした特定職員を除く。）

(3) 平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、平成21年昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成21年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成21年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

（平成19年昇給日に昇給した職員等との権衡上調整の対象となる職員）

第4条 改正条例附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

(1) 平成19年昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものの

ア 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第8号。以下この条において「平成18年初任給改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成19年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））（教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第16号）による改正前の平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員にあっては、平成19年1月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及びイに掲げる職員を除く。）

イ 平成19年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及

び第6号に掲げる者になった職員であって、平成19年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

ウ 平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

(ア) 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成19年昇給日の前日に当該給料表異動があつたものとした場合に、当該平成19年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成19年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（（イ）に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

(イ) 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成19年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））（教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則による改正前の平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員にあっては、平成19年1月1日）前となるもの

エ 平成19年昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成19年昇給日以前において、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

オ アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

(2) 平成20年昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものの

ア 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成20年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及びイに掲げる職員を除く。）

イ 平成20年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成20年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

ウ 平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

- (ア) 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成20年昇給日の前日に当該給料表異動があつたものとした場合に、当該平成20年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成20年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（（イ）に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）
- (イ) 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成20年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））前となるもの
- エ 平成20年昇給日以前において、休職等期間がある職員であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成20年昇給日以前において、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第2項に規定する教育職員であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員
- オ アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
- (3) 平成21年昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるもの
- ア 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成21年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及びイに掲げる職員を除く。）
- イ 平成21年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成21年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）
- ウ 平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの
- (ア) 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成21年昇給日の前日に当該給料表異動があつたものとした場合に、当該平成21年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成21年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（（イ）に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）
- (イ) 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあっては、平成21年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日））前となるもの
- エ 平成21年昇給日以前において、休職等期間がある職員であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成21年昇給日以前において、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある市町村立学校職員の給与

に関する条例第2条第2項に規定する教育職員であつて、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

才 アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成19年1月1日以後」を「平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）以後」に改め、「受けのこととなる者」の次に「（同日において38歳に満たない職員を除く。）」を加え、「平成22年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を」を「当該」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「43歳」を「46歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第3号中「平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「42歳」を「45歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第4号中「平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「37歳」を「40歳」に、「者」を「職員」に改める。

和歌山県人事委員会規則第9号

警察官の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

警察官の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則

(平成19年1月1日に昇給した警察官のうち調整の対象から除かれる警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第72号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する平成19年1月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げるものとする。

(1) 平成19年1月1日（以下「平成19年昇給日」という。）における警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号。以下「給与条例」という。）第9条第1項の規定による昇給後の号給が、その警察官の属する職務の級における最高の号給である警察官

(2) 平成19年昇給日において決定された昇給の号給数が警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第30条第5項の規定による昇給の号給数である特定警察官（初任給規則第30条第1項に規定する特定警察官をいう。以下同じ。）であつて、当該号給数と、当該平成19年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定めた号給数に1を加えた数にその者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日から当該平成19年昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの

(3) 前2号に掲げる警察官に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(平成20年4月1日に昇給した警察官のうち調整の対象から除かれる警察官)

第2条 改正条例附則第2項に規定する平成20年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げるものとする。

(1) 平成20年4月1日（以下「平成20年昇給日」という。）における給与条例第9条第1項の規定による昇給後の号給が、その警察官の属する職務の級における最高の号給である警察官

(2) 平成20年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第30条第5項の規定による昇給の号給

数である特定警察官であって、当該号給数と、当該平成20年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日から当該平成20年昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの

(3) 前2号に掲げる警察官に相当するものとして人事委員会が定めるもの

（平成21年4月1日に昇給した警察官のうち調整の対象から除かれる警察官）

第3条 改正条例附則第2項に規定する平成21年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げるものとする。

(1) 平成21年4月1日（以下「平成21年昇給日」という。）における給与条例第9条第1項の規定による昇給後の号給が、その警察官の属する職務の級における最高の号給である警察官

(2) 平成21年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第30条第5項の規定による昇給の号給数である特定警察官であって、当該号給数と、当該平成21年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日から当該平成21年昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの

(3) 前2号に掲げる警察官に相当するものとして人事委員会が定めるもの

（平成19年昇給日に昇給した警察官等との権衡上調整の対象となる警察官）

第4条 改正条例附則第2項の当該警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げるものとする。

(1) 平成19年昇給日に給与条例第9条第1項の規定により昇給した警察官以外の警察官のうち、次に掲げるもの

ア 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに警察官となった者のうち警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第9号。以下この条において「平成18年初任給改正規則」という。）附則第9項の規定により号給を決定された警察官であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに警察官となった者にあっては、平成19年2月1日（特定警察官にあっては、同年1月1日））（警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第17号）による改正前の平成18年初任給改正規則附則第9項の規定により号給を決定された警察官にあっては、平成19年1月1日）前となるもの（イに掲げる警察官を除く。）

イ 平成19年昇給日前に警察官から人事交流等により引き続き初任給規則第16条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者になった警察官であって、平成19年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて警察官となった者のうち人事委員会の定めるもの

ウ 平成19年昇給日以前において、休職にされていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある警察官であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成19年昇給日以前において、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育

職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。次号ウ及び第3号ウにおいて同じ。）であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に警察官に任用されたもののうち、人事委員会の定める警察官

エ アからウまでに掲げるもののほか、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める警察官

(2) 平成20年昇給日に給与条例第9条第1項の規定により昇給した警察官以外の警察官のうち、次に掲げるもの

ア 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに警察官となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第9項の規定により号給を決定された警察官であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに警察官となった者にあっては、平成20年2月1日（特定警察官にあっては、同年1月1日））前となるもの（イに掲げる警察官を除く。）

イ 平成20年昇給日前に警察官から人事交流等により引き続き初任給規則第16条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者になった警察官であって、平成20年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて警察官となった者のうち人事委員会の定めるもの

ウ 平成20年昇給日以前において、休職等期間がある警察官であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成20年昇給日以前において、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に警察官に任用されたもののうち、人事委員会の定める警察官

エ アからウまでに掲げるもののほか、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める警察官

(3) 平成21年昇給日に給与条例第9条第1項の規定により昇給した警察官以外の警察官のうち、次に掲げるもの

ア 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに警察官となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第9項の規定により号給を決定された警察官であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに警察官となった者にあっては、平成21年2月1日（特定警察官にあっては、同年1月1日））前となるもの（イに掲げる警察官を除く。）

イ 平成21年昇給日前に警察官から人事交流等により引き続き初任給規則第16条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者になった警察官であって、平成21年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて警察官となった者のうち人事委員会の定めるもの

ウ 平成21年昇給日以前において、休職等期間がある警察官であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成21年昇給日以前において、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に警察官に任用されたもののうち、人事委員会の定める警察官

エ アからウまでに掲げるもののほか、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める警察官

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

和歌山県報 号外 (4)

平成26年4月1日(火曜日)

2 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成19年1月1日以後」を「平成26年4月1日(以下この項において「調整日」という。)以後」に改め、「受けることとなる者」の次に「(同日において38歳に満たない警察官を除く。)」を加え、「平成22年4月1日以後に新たに警察官となった者で採用日から調整年数を」を「当該」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日以後に新たに警察官となり、同日」を「調整日」に、「43歳」を「46歳」に、「者」を「警察官」に改め、同項第3号中「平成24年4月1日以後に新たに警察官となり、同日」を「調整日」に、「42歳」を「45歳」に、「者」を「警察官」に改め、同項第4号中「平成25年4月1日以後に新たに警察官となり、同日」を「調整日」に、「37歳」を「40歳」に、「者」を「警察官」に改める。

和歌山県人事委員会規則第10号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号に次のように加える。

き 職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則(平成26年和歌山県人事委員会規則第7号)

く 教育職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則(平成26年和歌山県人事委員会規則第8号)

け 警察官の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則(平成26年和歌山県人事委員会規則第9号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

組織	支給区分	部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐又は課長補佐相当職
		1種	2種	3種	4種	4種	5種	6種	
知事	本府	理 事 危機管理監 知事室長 部 長	監察査察監 参 事 技 監 参事(監察査察課及び行政改革課)	局 長 政策統括参事 生活安全参事	知事室次長 国際担当参事 生活安全参事	課 長 企画員(政策審議課及び医務課に置き、本府の課長と同等の職)	旅券事務長 企画員 室 長	副課長 総括審議員 総括監察査察員 主 幹	

和歌山県報 号外 (4)

平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

		会計管理者 国体推進監		に置く者並びにこれら の者と同等の職務を行 う者に限る。)	食品安全参 事 労働政策参 事 参 事	務を行う者 に限る。)		国体推進員 分室長 総括検査員	
地方機関	共通						企画員	総括専門員 総括研究員 主幹	
	振興局		局長	局長	参考事	部長 (伊都振興 局地域振興 部、伊都振興 局健康福祉 部、西牟婁振 興局地域振 興部及び西 牟婁振興局 健康福祉部 の長に限る。)	部長 副参考事 支所長 海南工事事 務所長 ダム管理事 務所長 紀の川流域 下水道事務 所長 京奈和高速 事務所長 国道橋本建 設事務所長 湯浅御坊高 速事務所長	副部長 農林水産業 統括員 支所次長 海南工事事 務所次長 紀の川流域 下水道事務 所次長 湯浅御坊高 速事務所次 長 切目川ダム 建設事務所 長 近畿自動車 道紀南高速 事務所長	
	東京事務所			所長		次長 (本庁の課 長と同等の 職務を行 う者に限る。)	次長	企業誘致統 括員	
	県税事務所			所長 (和歌山県 税事務所の 長に限る。)	所長			次長	
	消防学校			参考事			校長	教頭	
	防災航空セ ンター						所長		
	文書館						館長	次長	
	環境衛生研 究センター				所長			次長 部長	
	鳥獣保護セ ンター						所長		
	消費生活セ ンター						所長		
	男女共同参 画センター				所長				
	動物愛護セ ンター						所長		
	子ども・女 性・障害者 相談センタ ー		所長					次長	
	紀南児童相 談所						所長	次長 分室長	
	仙溪学園						園長	次長	
	精神保健福						所長		

和歌山県報 号外 (4)

平成 26 年 4 月 1 日 (火曜日)

祉センター								
保健所						所長 支所長	次長 支所次長	
高等看護学院			学院長			副学院長 事務長	教務主幹	
なぎ看護学校						学校長		
こころの医療センター			院長	事務局長			副院長 事務局次長 診療部長 看護部長	
難病・子ども保健相談支援センター						所長		
公営競技事務所						所長	次長	
産業技術専門学院						学院長	副学院長	
工業技術センター		所長					副所長 部長	
世界遺産センター							事務長	
農業試験場						場長	副場長	
農業試験場暖地園芸センター						所長		
果樹試験場						場長		
果樹試験場かき・もも研究所						所長		
果樹試験場うめ研究所						所長		
畜産試験場						場長		
畜産試験場養鶏研究所						所長		
林業試験場						場長	副場長	
水産試験場						場長	副場長	
農業大学校						校長 所長	副校長 教授	
農作物病害虫防除所							所長	
家畜保健衛生所						所長		
南紀白浜空港管理事務所						所長	次長	
和歌山下津港湾事務所						所長	次長	
県議会	事務局長		事務局次長		課長		副課長	

								総括調査員	
教育委員会	本 府			局 長	参 事	課 長	教育企画員 室 長	副 課 長 主 幹	
地方機関	教育支援事務所						教育企画員 室 長	副 課 長 主 幹	
	教育センタ一学びの丘						教育企画員 室 長	副 所 長 主 幹	
	図 書 館						副 館 長	紀南図書館 長 主 幹	
	近代美術館						副 館 長	主 幹	
	博物館						副 館 長	主 幹	
	紀伊風土記の丘				副 館 長			主 幹 教育企画員	
	自然博物館				副 館 長			主 幹 専 門 員	
	県立学校							事 務 長	事 務 長
警察	本 部					課 長	室 長	次 席	
						監 察 官	通訳センタ一長	副 所 長	
選挙管理委員会	本 府					事 務 局 長		事 務 局 次 長	
地方機関	分 局						分 局 長		
監 査 委 員	事 務 局 長					課 長		副 課 長 総括調査員	
人 事 委 員 会	事 勿 局 長					課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会	事 勿 局 長					課 長		副 課 長	
海区漁業調整委員会								事 勿 局 長	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1警察の部の規定は、平成26年3月27日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の款中「局長」を「局長 国際担当参事」に改め、同部地方機関の款振興局の項中「切目川ダム建設事務所長 切目川ダム建設事務所次長」を「切目川ダム建設事務所長」に改め、同款紀南児童相談所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表教育委員会の部地方機関の款自然博物館の項中「館長 副館長」を「副館長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

職員格付表(警察官を除く。)

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
知事	本 庁	理 事	知事室次長	課 長	室 長	主 査	
		危機管理監	局 長	室 長	総括課長補佐	医 師	
		監察査察監	参 事	副 課 長	課 長 補 佐	検 查 員	
		知事室長	国際担当参事	総括審議員	政策審議員	船 長	
		部 長	政策統括参事	総括監察査察員	監察査察員	機 関 長	
		参 事		主 幹	改革推進員	主査航海士	
		技 監	生活安全参事	企 画 員	国体推進員	主査機関士	
		会計管理者	食品安全参事	旅券事務長	班 長		
		国体推進監	労働政策参事	国体推進員	調 査 員		
				分 室 長	主 分 室 長		
				総括検査員	検 查 員		
					船 長		
					機 関 長		
					主任航海士		

					主 任 機 關 士	
地 方 機 関	共 通			企 画 員 総括専門員 総括研究員 主 幹	主 任 主任研究員 専門技術員 教務主任	主 査 主査研究員 教務主任
	振 興 局	局 長	局 長	部 長	課 長	
			参 事	副 部 長	旅 券 駐 在 員	
				副 參 事	調 査 員	
			農林水産業 統括員	会 計 専 門 員		
			支 所 長	会 計 駐 在 員		
			支 所 次 長	入札契約統括員		
			海南工事事 務所長	出 張 所 長		
			海南工事事 務所次長	検 查 員		
			紀の川流域 下水道事務 所長	京奈和高速事務 所次長		
			紀の川流域 下水道事務 所次長	近畿自動車道紀 南高速事務所次 長		
			京奈和高速 事務所長			
			国道橋本建 設事務所長			
			湯浅御坊高 速事務所長			
			湯浅御坊高 速事務所次 長			
			切目川ダム 建設事務所 長			
			近畿自動車 道紀南高速 事務所長			

				ダム管理事務所長		
東京事務所		所 長	次 長 企業誘致統括員	次 長 課 長 企業誘致統括員		
県税事務所		所 長	次 長	課 長 県税窓口統括員		
消防学校		参 事	校 長 教 頭			
防災航空センター			所 長	次 長		
文 書 館			館 長 次 長	課 長		
環境衛生研究センター		所 長	次 長 部 長	課 長 総括主任研究員 支 所 長		
鳥獣保護センター			所 長	課 長		
消費生活センター			所 長 次 長	支 所 長		
男女共同参画センター		所 長		課 長		
動物愛護センター			所 長	課 長		
子ども・女性・障害者相談センター	所 長		次 長	課 長	室 長	
紀南児童相談所			所 長 次 長 分 室 長			
仙 溪 学 園			園 長 次 長	課 長		
女性保護施		所 長				

設なぐさホークス					
精神保健福祉センター			所長	次長	
保健所			所長 支所長 次長 支所次長	課長	
高等看護学院		学院長	副学院長 事務長 教務主幹	事務長代理 主任専任教員	主査専任教員
なぎ看護学校			学校長	副学校長 主任専任教員	主査専任教員
こころの医療センター		院長 事務局長	副院長 事務局次長 部長	部長 課長 医長 科長 薬局長 技師長 看護副部長 看護師長 主任看護師 室長	医長 科長 看護師長 副看護師長 主査看護師
難病・子ども保健相談支援センター			所長		
公営競技事務所			所長 次長	課長	
工業用水道管理センター		所長		課長	
産業技術専門学院			学院長 副学院長	課長	

工業技術センター	所長		副所長 部長	部長 課長 特別研究員	
世界遺産センター			事務長	調査員	
農業試験場			場長 副場長	部長	
農業試験場 暖地園芸センター			所長	副所長 部長	
果樹試験場			場長	副場長 部長	
果樹試験場 かき・もも研究所			所長	副所長	
果樹試験場 うめ研究所			所長	副所長	
畜産試験場			場長 副場長	副場長 部長	
畜産試験場 養鶏研究所			所長	副所長	
林業試験場			場長 副場長	部長	
水産試験場			場長 副場長	部長 機関長 船長	主査航海士 主査機関士
農業大学校			校長 副校長 教授 所長	部長 准教授 次長	助教
農作物病害 虫防除所			所長		
家畜保健衛生所			所長	次長	

					課 支 所	長 長	
	南紀白浜空港管理事務所			所 長 次 長	次 課	長 長	
	和歌山下津港湾事務所			所 長 次 長	課	長	
県 議 会	事 務 局 長	事 務 局 次 長		課 長 副 課 長 總括調査員	副 課 長 調 査 員 課 長 補 佐 班	主 査 查 員 佐 長 任	
教育委員会	本 庁	監察査察監		局 長 參 事 副 課 長 主 幹 教育企画員 總括人事主事 專 門 員	課 長 室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 總括人事主事 專 門 員	總括課長補佐 課 長 補 佐 班 主 任 分 室 專 門 員 主任人事主事 主任指導主事 主任社会教育主事 人 事 主 事 教 育 企 画 員 政 策 推 進 員	主 査 人 事 主 事 教育相談主事 指 導 栄 養 士
地方機関	教育支援事務所			所 長	主任指導主事 主任社会教育主事 主 任	主 査	
	教育センタ 一学びの丘			所 長 副 所 長 主 幹	專 門 員 課 長 教育相談室長	課 長 主 査 教育相談主事	

				総括指導主事 主任任 主任指導主事 主任教育相談主事	
図書館		副館長 紀南図書館長 主任幹 総括司書	センター長 課長 主任調査員 主任司書 専門員 主任社会教育主事	主査 主査司書	
近代美術館		副館長 主任幹	専門員 課長 主任	主査 主査学芸員	
博物館		副館長 主任幹	専門員 課長 主任	主査 主査学芸員	
紀伊風土記の丘	副館長	主任幹 教育企画員	専門員 課長 主任	課長 主査 主査学芸員	
自然博物館	副館長	主任幹 専門員	専門員 課長 主任	課長 主査 主査学芸員	
県立学校		事務長	事務長 事務長補佐	事務長補佐 主査	

					主 任	主査栄養士
警察	本 部	参 事 官	課 長 所 長 監 察 官 室 長 場 長 次 席 副 所 長 センター長 隊 長 管 理 官 交通管制官 総括研究員 首席師範 事故統計官	次 席 副 所 長 センター長 調 査 官 課 長 補 佐 校 長 補 佐 主 任 研究員 師 範	係 長 教 官 専門研究員	
	地 方 機 関	警 察 署		会 計 官	課 長 調 査 官	係 長
選 举 管 理 委 員 会	本 庁			事 務 局 長 事務局次長	事 務 局 次 長 班 長	
	地 方 機 関	分 局		分 局 長	分 局 長 代 理	
	監 査 委 員	事 務 局 長		課 長 副 課 長 総括調査員	調 査 員 課 長 補 佐 班 長	主 査
	人 事 委 員 会	事 務 局 長		課 長 副 課 長	主 任	係 長
	労 働 委 員 会	事 務 局 長		課 長	主 任	主 査

			副 課 長		
海区漁業調整委員会			事務局長	支 所 長 主 任	
市町村立小中学校				事務主任	主 査 主査栄養士

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第5号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

第1項の表中「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」を「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」に改め、同項備考を削る。

和歌山県人事委員会告示第6号

平成19年和歌山県人事委員会告示第2号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

表中

和歌山県資格免許職等職員採用選考試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	を
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位			

和歌山県職員採用選考試験（第1次試験及び第2次試験を実施する場合）	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	に、
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位			
和歌山県職員採用選考試験（第2次試験を実施しない場合）	受験者		総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	

「和歌山県育休等任期付職員（資格免許職等）採用選考試験」を「和歌山県育休等任期付職員採用選考試験」に、

身体障害者を対象と	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月	
			第1次試験の総合得点及び総合順位		

した和歌山県職員採用選考試験	第2次試験	第2次試験受験者	合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	間	人事委員会事務局	を
和歌山県アルバイト職員採用試験	第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	】

身体障害者を対象とした和歌山県職員採用選考試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	に
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位			】

改める。